

No1 機関名:川崎医科大学

改善事項

特になし

- ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

グッドプラクティス

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に対する処分方針について】

- 取引業者に対しては「物品等調達時(公的研究費含む)の不正防止に関する取引先説明会」を平成19年度から毎年度1回開催し、周知を徹底している。なお、出席が難しい業者や当日不参加だった業者については、法人の大学事務局購買部長名で、当日資料を送付し、適正管理への協力依頼を行うとともに、取引先説明会終了後には誓約書の提出を求めている。

説明会では、1. 物品等調達についての基本方針、2. 研究の不正について、3. 不正に対する大学の対応、4. 研究機関における不正事案、5. 物品等調達の適正執行について、6. 物品調達及び納品に関するガイドライン等の内容、7. 公的研究費における納品検収体制、8. 検収の流れ、9. 通報・相談窓口、10. その他業者への依頼事項の周知を行っている。

- ※ 医学系大学においては、医療機器等の調達件数も多いため構成員と業者との癒着を防止する対策が肝要。このため構成員と業者に対して不正防止の意識が風化しないよう、毎年業者向け説明会を行い、不参加業者へのフォローまで行き、業者に対する不正防止対策の周知を徹底している。

No2 機関名:東京工科大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

- ガイドラインでは、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認を行うことを求めているが、事務局においては資料確認にとどまっており、事務部門の関与が不十分であったため、令和元年9月より事務室にタイムレコーダーを設置し、出勤・退勤時の確認を行うとともに、非常勤職員の採用時に事務局の職員が勤務条件等の説明を対面で行う。このことにより、非常勤雇用者の雇用管理に事務部門の関与を強化させ、研究費の適正な運営・管理活動を行う体制を整備した。

No3 機関名:愛知学院大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(2)職務権限の明確化

○ 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任や適切な業務分担等については、機関内で合意を形成し、明確に定め理解を共有することが求められているが、学内で明確に定められていないため、令和元年7月に策定し、より実効性のある取組を行う環境の整備を図ることとした。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

○ ガイドラインでは、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することが望ましいとされているが、本履行状況調査を踏まえ、令和元年6月より第三者機関等の窓口を設置し、不正に係る告発窓口の体制を強化した。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2)不正防止計画の実施

○ 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しが必要とされており、愛知学院大学の実施状況を踏まえ、「招聘旅費の取扱い」「換金性の高い物品の管理」等について適切に実施するよう令和元年7月に研究者向けの学内使用マニュアルの改訂を行い学内研修会で配布し、適正な予算執行を行う体制を整備した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

○ ガイドラインでは、特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定め運用することが求められているが、学内ルールが明確に定められていないため、令和元年7月に特殊な役務の検収に関する学内規則を策定し、研究費の適正な運営・管理活動を行う体制を整備した。

No4 機関名:神奈川大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

○ 不正に係る調査については、ガイドラインで定められた「調査委員会が不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定すること」、「告発の受付から30日以内に、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告し、調査開始から210日以内に認定を行うこと」及び「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置すること」等について、要件が不十分となっていたため、令和元年8月に学内規程を一部改正し、ガイドラインで定められた不正に係る調査体制の構築を図った。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

○ 発注・検収業務については、ガイドラインでは原則事務部門が実施し、ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から研究者による発注を認める場合は、研究者本人に権限と責任について理解してもらうこととしているが、研究者への説明が明確ではないため、令和元年7月に学内通知を发出し「研究者には発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること」の周知を図り、適正な予算執行を行う体制を整備した。

【換金性の高い物品の管理について】

○ 換金性の高い物品については、ガイドラインでは「競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録するなど適切な管理」を行うこととしているが、10万円未満のパソコン等の換金性の高い物品の管理が行われていない状況であったため、令和元年7月から金額にかかわらず換金性の高い物品については、管理シールを貼付し事務局で管理する体制を整備した。

No5 機関名:東京電機大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- ガイドラインで、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することが望ましいとされているが、本履行状況調査を踏まえ、令和元年7月より第三者機関等の窓口を設置し、不正に係る告発窓口の体制を強化した。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- ガイドラインでは、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定することが求められているが、具体的な防止計画が策定されておらず対応が不十分であるため、令和元年7月に「研究費不正使用防止計画」を新たに策定し、適正な予算執行を行う体制を整備した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【研究者の出張計画の実行状況等について】

- 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認について、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等の確認ができる資料等の提出は求めているが、昨今の研究費不正の発生状況(旅費の重複受給)を踏まえ出張旅費請求書に「旅費等の重複請求をしていません」とのチェックボックスを設け、最近の研究費不正に対する防止策への対応を強化した。

No6 機関名:国際医療福祉大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- ガイドラインでは、不正の告発等の制度について「不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する」としているが、学内周知が不十分と考えられたため、令和元年7月にコンプライアンス推進責任者・推進副責任者に対し各構成員に周知を図るよう通知するとともに、令和元年度の学内研修(9月4日開催)において不正の告発等の制度について周知を図った。また、今後不正の告発等の制度については、新入職のオリエンテーション及びコンプライアンス研修で必ず触れることとして、ガイドラインで定められた不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図った。

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査の実施について】

- ガイドラインでは、内部監査の実施について、「内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式要件等が具備されているなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う」としているが、内部監査結果では要改善点に対する取組について対応が不十分と考えられたため、より実効性のある取組にするため、研究費ごとにチェック表を作成し各担当者が定期的に点検を行う体制を構築するとともに、個別の問題事例を紹介しながら、学内研修会等で注意喚起し令和元年度の内部監査時に点検を行い、ガイドラインで定められた実効性のあるモニタリング体制の構築を図った。

No7 機関名:東北学院大学

改善事項

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査の実施について】

○ 内部監査については、学校法人東北学院の内部監査室が幼稚園から大学までを含む法人監査として実施しているのみであったが、ガイドラインに対応する内部監査体制として、平成 21 年度には大学の内部監査委員会を設置するとともに関係規程等の監査体制を構築して内部監査を実施することとしていた。しかしながら、今回の履行状況調査によって、ガイドラインに対応する内部監査を平成 28 年度、平成 29 年度において実施していなかったことが判明した。平成 29 年度の組織改編を機に、平成 30 年度の内部監査においては、事務手続き上の比較的に軽微な不備についても改善が指摘されており、適正に実施されていることを確認した。

No8 機関名:福岡歯科大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3)関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

○ 「公的研究費の運営・管理に係る誓約書」は、関係する全教職員からの提出を求めていたにも関わらず、コンプライアンス教育の受講対象者は科研費等の採択研究者のみとしており、受講対象者を明確に把握しておらず、未受講者への効果的な対応が出来ず、平成 28 年度 32.8%(67/204)、平成 29 年度 33.7%(70/208)、平成 30 年度 35.8%(76/212)という状況であった。令和元年度より誓約書提出対象と同じ扱いと整理した上で、受講管理を徹底した。96.4%(274/284)

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

○ これまでは、立替払は原則禁止としつつも、明確な規程が存在しないまま運用されており、平成 29 年度には、監事からも指摘事項として挙げられている状況であったが、「学校法人福岡学園立替払事務取扱規則」を制定し、1取引 10 万円未満との上限を明確化した。さらに、「科学研究費助成事業等執行要領」では、廃止された通知文を参照するなど、適切に更新されていなかったが、関係通知文や制度ルールを確認し、「令和元年度科学研究費助成事業等執行要領」を改正し、改めて周知を行った。

【換金性の高い物品の管理について】

○ これまで、換金性の高い物品については、納品した翌年に数件現物確認するのみで、適切な管理がされていなかった。今後、毎年度、物品の現物照合を各研究室で行う。なお、現物照合は研究室補助職員や教員によって行われているため、別途、財務課職員による照合(5年で全研究室を確認)を行うこととした。

【研究者の出張計画の実行状況等について】

○ 旅費請求書の様式で、学外からの旅費支給の有無についてレ点チェック欄を新たに設け、重複受給を未然に防ぐ改善を行った。

No9 機関名:福岡工業大学

改善事項

<全般的事項>

- 福岡工業大学から、当初に提出された調査票及び根拠資料については、不備な点が多々あり、または正のための調整についても難航したことから、現地へ赴き面接調査を実施した。面接調査では履行状況調査の趣旨及び重要性について理解を求め、必要な資料の再提出と対応体制の見直しを図り、当該調査への協力を再度要請した。

<指導・改善事項>

第1節 機関内の責任体系の明確化

【統括管理責任者について】【コンプライアンス推進責任者について】

- 福岡工業大学の責任体系については、チェック体制が不十分、指揮命令系統と役職権限が合致していないなど、実質的な運用にあたって脆弱な部分があったことから、関係規程等を改正して責任体系を再構築することとした。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口についてホームページで公表しているが「告発者の保護」に関する具体的な手順等の記載がなかったため、記載した。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】

(エ) 認定

- 調査委員会が認定すべき各項目について、規定に具体的な項目の記載がなかったため、追記した。

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 以下の2点について、「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動及び公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」を改正し、それぞれ明記することとした。

- ①最終報告書の提出期限について、期限までに調査が完了しない場合の対応について、明記されておらず、資金配分機関の求めに応じて報告する「中間報告」を準用して運用されていた。
- ②配分機関の求めに応じて「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。」旨の規定が明記されていなかった。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- 「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動及び公的研究費不正防止策」、「研究活動及び公的研究費不正防止計画」を策定しているが、これらは策定後改定されていなかったことから見直しを行った。新たに改訂した不正防止計画では不正発生の要因に着目し、それを抑止するための具体的な取組等を記載するとともに、不正の発生要因を体系的に整理し、評価している。

以上の関係規程等は令和元年9月に改正され、必要な措置が取られたことを確認した。

No10 機関名:徳島文理大学

指導・改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

- 「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画⑦取引業者に誓約書の提出要請において」に、「誓約書」の提出を要請し、取引の相手方は「指定業者登録名簿」(2年毎の見直し)に登録された業者としていたが、その更新や、管理が適切に行われていなかった。令和元年度において、対象業者を確認し、対象となる全ての業者から提出されたことを確認した。

第6節 モニタリングの在り方

【コンプライアンス教育における取扱いについて】

- これまで、内部監査結果は、監査対象部署に対してのみ改善指導していたが、今後は同様のミスが発生しないよう説明会にて研究者・事務職員へ広く結果共有を行うこととした。

No11 機関名:岡山理科大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【予算執行状況の検証等について】

- 「研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないこと」に関して、これまで、定期的・明確に周知することが出来ていなかったが、令和元年度からコンプライアンス教育資料に盛り込み定期的に周知するとともに、不正防止計画にも盛り込み明確化した。

【換金性の高い物品の管理について】

- これまで、10 万以下の換金性の高い物品については、全く管理出来ていなかったが、平成 30 年度の購入実績から遡り、令和元年度から適切に管理することとした。

【研究者の出張計画の実行状況等について】

- 出張の証拠となる証憑書類の提出について、「公的研究費の運営・管理を適正に行うための実施要領」「経理必携」において定めていたが、出張先の飲食のレシートを持って、証拠書類としていたケースがあった。「公的研究費の運営・管理を適正に行うための実施要領」の改訂を行い、学会参加の場合の証憑書類には、必ず「当日配布された参加証、プログラム等」を添付することを義務付け、事実確認が容易に出来るよう改めた。

No12 機関名:武庫川女子大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- ホームページ上「管理体制について」では、相談受付窓口・通報(告発)窓口の設置部署のみの掲載であったが、各相談窓口への連絡先を明記した。

第6節 モニタリングの在り方

【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】

- 日常的に不正発生要因についての分析や監査計画について検討しているが、特段記録等を残していなかった。その点を指摘したところ、今後は議事録等を用いて検討経緯が明確になるような体制を整備した。

グッドプラクティス

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

- 事務職員が提出する誓約書には、研究者が不正行為を行わない研究環境の整備に努める旨も盛り込んでいる。

※ 研究者が研究費不正を行わない研究環境の整備を、事務職員に誓約させていることにより、研究者のみならず、事務職員もその責任を果たす必要があるということを実感することになり、教職員が共働り、研究費不正の防止に取り組むという心構えを形成している。

No13 機関名:神戸学院大学

改善事項
<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】</p> <p>○ これまでは、統括管理責任者が最高管理責任者に対し、不正防止計画の実施状況を口頭で報告していたが、履行状況調査を受けて、今後は報告様式を用いた報告を行うこととした。(令和元年度第1回不正防止計画推進委員会(7月30日開催)において承認済み)</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 (オ)配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○ 神戸学院大学における競争的資金等の不正に係る調査等に関する要項において、「原則として通報の受付から210日以内に(略)報告をしなければならない」とされていたが、「原則として」を削除する改正を行った。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】</p> <p>○ 出張報告書の学内所定様式があるにもかかわらず「任意様式も可」という運用を行っていたが、研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認が容易となるよう、学内所定の様式を必ず使用する運用へ改めた。</p>
グッドプラクティス
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】</p> <p>○ 神戸学院大学ホームページにおいて各種規程等の情報を公開しているほか、全学生向けに発行している手帳(Student Diary)に『競争的資金等に係る不正行為が発生した場合の注意事項』を掲載している。</p> <p>※ 学生に配布する手帳の中に研究費不正に関する注意書きを記入することで、全学生に対し毎年注意喚起しており、不正防止に積極的に取り組んでいる。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】</p> <p>○ 特別監査対象において、直接、取引業者への聞き取り調査を行っている。取引業者には、受注・納品・検品状況のほか、研究者とのトラブルの有無、不適切な関係になっていないか、本学の経理規則を把握しているか、業者内での不正取引に関する研修会の実施状況、支払手続の遅延の有無なども確認している。</p> <p>※ 普段の研究者とのやりとりや手続き等の合理性など多角的な観点から取引業者に聴取することにより、業者と研究者間の不正の芽を把握するよう努めている。</p>

No14 機関名:摂南大学

改善事項
<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○ 平成26年度に全学で実施後は、新規採用者および異動者(すでに提出済みの所属教職員等以外の者)を対象に、コンプライアンス教育を年に1回実施していたが、コンプライアンス意識向上のため、全職員を対象に改めてコンプライアンス教育を実施することとした。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】</p> <p>○ 科研費に関わる研究者および事務担当者には説明会への出席を義務づけているが、研究者の出席率は34%(平成30年度)、51%(令和元年度)と低い。周知方法等について改善した。</p> <p>【物品・役務の発注業務について】</p> <p>○ 予算の執行に関して、研究者発注と事務部門発注の別を把握することが出来ていない。財務会計システムを活用し、発注等の実態の把握ができるよう改善策を講じた。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】</p> <p>○ 監査のチェックポイントでは「航空賃の領収書または使用済みの搭乗券を確認する。」とされていたため、旅費規程に則り、航空賃について、「航空賃の領収書及び使用済みの搭乗券を確認する。」とするよう改定した。</p>

No15 機関名:大阪工業大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 学内規程において、「通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話および面談などの手段で行う」とこととされていたところ、窓口の対応フロー図の掲載及び窓口へのリンクのみとされていたが、「担当部署、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス」を分かりやすい箇所へ掲載した。

グッドプラクティス

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

【ルールの周知について】

- 直接経費で雇用された学生への謝金の支払いは研究活動に関するものであるため、研究活動の不正行為防止に係る研究倫理教育を必須としている(研究倫理教育の中で研究費の不正使用についても説明あり)。なお、カラ謝金等の不正防止については、運営・管理する側の学部事務室等の担当者が、雇用時に「雇入れ通知書」を手渡す際に、労働条件等の説明とともに、カラ謝金等についても口頭で説明している。(取扱要項に「主な説明事項」としてマニュアル化している)

※ 労働条件やカラ謝金防止に対する取組を学生と研究者だけでなく、第三者である事務職員が、雇用時に丁寧に説明を行うことで、牽制機能が働いている。

No16 機関名:京都薬科大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 最終報告書の提出期限に関して、期限までに調査が完了しない場合の対応について、規程上明記されておらず、資金配分機関の求めに応じて報告する「中間報告」を準用して運用されていたため、「京都薬科大学研究費の不正使用の防止及び対応に関する規則」を令和元年8月7日付改正し、明記した。

No17 機関名:長浜バイオ大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- これまでは、有形の成果物がある特殊な役務の対象件数が少なかったため、事後チェックは実施していなかったが、令和元年8月より実施している。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【予算執行状況の把握について】

- 研究者発注の件数が著しく多く、研究者による申告があるまで事務部門による管理及び確認ができない状況にあった。会計システムを導入する等、事前に事務部門で発注等予算執行に関し適切に管理ができるよう体制を改めた。

No18 機関名:中京大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- 特殊な役務に関する検収について、有形の成果物がある場合、必要に応じて仕様書等をそれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする体制が整備されていなかった。専門的知識を有する発注者以外の者が、必要に応じ検収担当者としてチェックを行うことを研究費執行の手引きに記載し、研究者に対して周知を行った。
- 特殊な役務に関する検収について、成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行う旨を明示していなかった。研究費執行の手引きに記載し、学内イントラネットにおいても研究者に対して周知を行った。

No19 機関名:新潟医療福祉大学

指導・改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(2)職務権限の明確化

- 職務権限に応じた明確な決裁手続が定められていなかった。決裁手続を新たに規程内に定め、運用するよう指導を行った。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(オ)配分機関への報告及び調査への協力等

- 不正に係る調査について、「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めていなかった。公的研究費の不正使用防止に関する規程を改正し、当該項目を記載することとした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- 特殊な役務に関する検収について、有形の成果物がある場合、必要に応じて仕様書等をそれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする体制が整備されていなかった。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者の立会い等による現場確認が行われていなかった。「公的研究費における物品の発注・検収・納品について」の改正を行い、当該事項について記載し、研究者に対して周知を行った。

No20 機関名:鶴見大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)ルールの明確化・統一化

- 科学研究費助成事業以外の研究費で支出した出張では、出張報告の提出を求めていなかった。公的研究費での出張全般につき、出張報告を義務付けることとし、その旨を教員に対し通知した。また、研究費不正使用防止・研究活動不正行為防止研修会においても周知を行うこととした。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- 特殊な役務に関する検収について、有形の成果物がある場合、必要に応じて仕様書等をそれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする体制が整備されていなかった。専門的知識を有する発注者以外の検収担当者を、事務局が選抜し検収を依頼する体制を整え、教員に対しその旨の通知を行った。

No21 機関名:麻布大学

改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

【コンプライアンス推進副責任者について】

- 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は既にホームページ上で公表されていたが、コンプライアンス推進副責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、事務局長を充てているが、周知については学内に限られていたため、ホームページ上でも公表するよう改めた。

グッドプラクティス

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】

- 麻布大学では、研究資金の執行に当たり、原則として物品購買システム(Offside)を活用している。同システムでは、研究者本人は、購入希望の物品をデータ入力するのみで、それを事務担当者が、システム上で複数の業者の見積合わせをしたうえで発注できるので、研究者と業者間の接触がないことから、癒着防止の対策として大変有効な方法。また、教員発注は原則禁止であり、教員発注するような場合であっても必ず事前に事務担当者(学術支援課)の承認を必要とする運用を行っている。

※ 教員と業者との接点を無くし、業者との癒着を防止する環境づくりをするとともに、第三者である事務職員を介することにより、研究費不正に対する牽制機能が働いている。

No22 機関名:星薬科大学

改善事項

特になし

- ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

No23 機関名:東京女子大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- 特殊な役務に関する検収について、有形の成果物がある場合、「必要に応じて仕様書、作業工程などの詳細について知識を有する発注者以外の者がチェックする」という不正防止計画の記載に基づき運用がなされているが、學術等に関する専門知識を有する者のみ確認可能である内容の検収は、これまで事例がなく、想定されていなかった。今後そうした事例が生じた場合に対応できるよう、必要に応じ専門知識を有する研究者に確認を依頼する運用とした。

No24 機関名:放送大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- 「航空賃の取り扱いについて(平成 30 年6月 26 日事務局長裁定)」により、外部資金に限りビジネスクラスを利用可能としていたが、これは「放送大学学園旅費規程」と矛盾する運用であり、機関として、ルールが統一されていなかった。合理的理由の説明が出来ない運用だったため、事務局長裁定を廃止した。

- 平成 27 年9月以降、更新されていなかった「公的研究費等使用ハンドブック」を令和元年8月に改定した。

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- 放送大学は、全国に学習センターや、サテライトスペースが点在しており、受講対象者を明確に把握出来ていなかった。そのため、未受講者への効果的な対応が出来ておらず、平成 30 年度受講率は 29.5%という状況であった。令和元年度においては、受講管理を徹底し、8月末現在 98.4%となった。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

- これまでは、予定価格 100 万円以上の入札時に応札した企業のみから提出を求めていたが、主要な契約相手方が含まれないなど誓約書徴収の効果が不十分であったため、より実効性のある取組にするため、令和元年8月 26 日付で「放送大学学園における取引業者からの誓約書の徴収に関する要領」を定め、年累計 100 万円かつ年累計 10 回以上取引がある企業から誓約書を徴するよう対象を変更した。

【換金性の高い物品の管理について】

- これまで、10 万円以下の換金性の高い物品については、管理出来ていなかったが、過去4年間の購入実績から遡り、令和元年度から適切に管理することとした。

No25 機関名:埼玉医科大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3)関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

○「学校法人埼玉医科大学における学術研究活動に係る行動規範」では、「公的研究費等の運営・管理を含む学術研究活動を行う全ての者は、不正行為抑止の教育啓発に継続的に積極的に取り組む」とされていたが、受講対象者を明確に把握しておらず、未受講者への効果的な対応が出来ず、平成28年度41.9%(351/837)、平成29年度40.9%(369/902)、平成30年度43.6%(367/842)という状況であった。「学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領」に受講対象者を明記する改正を行い、令和元年度より、受講管理を徹底した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【研究者の出張計画の実行状況等について】

○規程上、埼玉医科大学に所属する教職員の交通費申請区間を除き精算処理すべきところ、これまで、事務職員によるチェックを一切行っていなかった。過去5年間の旅費精算書類を確認し、交通費申請区間との重複支給が無いことを確認し、今年度より、交通費申請区間の情報を人事課と共有し、重複支給を防止する確認体制を構築した。

第6節 モニタリングの在り方

【監事及び会計監査人との連携について】

○これまで、定期的・明確に意見交換等を実施出来ていなかったが、令和元年度から11月および3月に毎年定期的を開催することとした。

No26 機関名:獨協医科大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)ルールの明確化・統一化

○「獨協医科大学出張旅費規程」では、学長から助教・助手と、役職や事情に関係無く「グリーン料金」を支出可能となっていた。また、学内予算では、出張報告書を一律不用としているなど、学内予算と外部予算とで、異なるルールで運用されていたが、ルールの明確化・統一化を実施し、規程を改定した。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

○これまで、「獨協医科大学における研究助成金等の運営・管理に関する規程」では、通報・相談の方法がメール・FAXでは受け付けない規程となっていたが、令和元年10月1日付け改正した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に対する処分方針について】

○「獨協医科大学における公的研究費の不正防止計画」では、不正使用に加担又は協力したと認められた取引業者に対しては、一定期間の取引停止・業者名の公表、損害賠償請求等の措置を行うことのみであり、具体的な取引停止等の基準を明文化した規程がなかったが、令和元年10月1日に「研究費不正運用による取引停止取扱規程」を制定した。

第6節 モニタリングの在り方

【リスクアプローチの具体的な方法について】

○これまで、旅費の事実確認方法が、内部監査室から直接先方へ確認せず、監査対象者に確認するのみに止まっていたが、より効果的な監査を実施する観点から、内部監査室から直接先方へ確認するよう「獨協医科大学内部監査マニュアル」を改定した。

No27 機関名:東北医科薬科大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【研究者の出張計画の実行状況等について】

- 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認について、用務内容、訪問先、面談者等の確認ができる資料等の提出は求めているが、先方負担の状況や出張者が宿泊施設名を申告する様式になっておらず出張の実行状況等の把握・確認が不十分と考えられたため、出張後に提出が必要な様式に出張先機関等からの旅費支給の有無及び宿泊した施設を記載するよう、令和元年10月に様式を見直し、旅費の適正な運営・管理体制の構築を図ることとした。

No28 機関名:北海道医療大学

改善事項

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2)不正防止計画の実施

- ガイドラインでは、不正防止計画について、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しが必要とされている。しかし不正防止計画の定期的な見直しが不十分と考えられたため、北海道医療大学の実施状況を踏まえ、「立替払い物品の検収」「特殊な役務の検収」及び「換金性の高い物品の管理」について適切に実施するよう令和元年7月に研究者向けの学内使用マニュアルの改訂を行い、学内研修会で配布・周知を図るとともに、令和元年10月に「公的研究費等の不正使用等に関する防止計画」の見直しを行った。このことにより不正を発生させる要因を把握し適切に予算執行を行う体制を整備した。

No29 機関名:富山県立大学

指導・改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

【コンプライアンス推進責任者について】

- 平成31年4月から新たに看護学部が設置されることに伴い、各種規程において、「コンプライアンス推進責任者」が工学部長から「部局の長」へ改正されていたが、ホームページ上では古い情報のままだったので、4月以降の管理体制に更新した。

No31 機関名:県立広島大学

改善事項

特になし

- ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。

No32 機関名:愛知県立大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

○ これまでは、研究費の不正使用に係る大学内外からの相談窓口及び不正使用に係る告発の受付は「研究費不正防止最高責任者補佐(理事)」が行うとしていたが、同人が不在時の対応が明確化されていないなど相談窓口等としての対応が不十分であったため、より実効性のある取組にするため、令和元年9月より相談窓口等を「監査室」に変更した。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

○ 不正に係る調査については、ガイドラインで定められた「告発の受付から30日以内に、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること」及び「不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置すること」について、要件が不十分となっていたため、令和元年9月に「研究費の不正使用に関する取扱規程」を一部改正し、ガイドラインで定められた不正に係る調査体制の構築を図った。

No33 機関名:岐阜薬科大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

○ 不正に係る調査については、ガイドラインで定められた「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」等について、要件が不十分となっていたため、令和元年7月18日付で学内規程を一部改正し、ガイドラインで定められた不正に係る調査体制の構築を図った。

No34 機関名:石川県立大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 以下の2点について、「石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する規程」を改正(令和元年10月1日から適用)し、それぞれ明記した。
 - ① 最終報告書の提出期限について、期限までに調査が完了しない場合の対応について、明記されておらず、資金配分機関の求めに応じて報告する「中間報告」を準用して運用されていた。
 - ② 配分機関の求めに応じて「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。」旨の規程が明記されていなかった。

No35 機関名:埼玉県立大学

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- 競争的資金等の運営・管理に関わる事務職員に対してはコンプライアンス教育を実施しておらず、研修資料を回覧しているのみであった。教員に加え、当該事務職員に対してもコンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理を行うこととした。

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

- 競争的資金等の運営・管理に関わる事務職員に対しては誓約書の提出を求めていなかった。当該事務職員に対しても、教員と同様の誓約書の提出を求めることとした。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【告発窓口等について】

- 相談窓口及び告発等の窓口の連絡先について、ホームページ等で公表していなかった。相談・告発窓口である研究・地域産学連携担当の連絡先をホームページ上で公表することとした。

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

- 不正に係る調査について、「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」と、「配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する」と及び「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めていなかった。「研究活動上の不正行為に係る調査手続等に関する要綱」を改正し、当該項目を記載した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- 特殊な役務に関する検収について、有形の成果物がある場合、必要に応じて仕様書等をそれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする体制が整備されていなかった。専門的知識を有する発注者以外の者が、必要に応じ検収担当者としてチェックを行うことを科学研究費助成事業の手引きに記載し、研究者に対して周知を行った。

No36 機関名:日本貿易振興機構アジア経済研究所

改善事項

第1節 機関内の責任体系の明確化

【コンプライアンス推進責任者について】

- 内規に定めている「コンプライアンス推進責任者」について、ホームページ上では「管理責任者」と記載されており、表記の統一がされていなかったため、ホームページ上で公表されている職名を修正した。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

- 研究費の不正使用に係る調査及び懲戒に関する規程について、内規に取扱いの定めがない項目については平成28年より別途運用マニュアルに記載し、「当面の運用」として示していたが、当該項目について内規として改めて定めた。

【懲戒処分について】

- 研究活動における不正行為への対応に関する規程において、理事長が講じる措置として、囑託員に関する規程に定める懲戒処分が記載されていなかったため、記載することとした。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- 不正防止計画の策定が行われていなかったため、不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画の策定・運用を行った。

No37 機関名:国立文化財機構奈良文化財研究所

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- これまでは、コンプライアンス教育について、競争的資金を扱う経理及び契約を担当する全ての事務系職員(常勤、非常勤、派遣)並びに競争的資金により研究する可能性のあるすべての研究者に対して、各年必ず受講することを求めていたが、受講率が一定以上上がらなかった。令和元年より休業等の理由により当該年度に競争的資金を取り扱う予定のない者は受講対象者から除外するよう受講対象者を整理した。

【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】

- コンプライアンス教育について、各年、説明会の受講とeラーニングについていずれかを受講することにより実施しており、これまでは年度ごとにいずれか(もしくは両方を)受講したか否かを確認していたが、年度のみの整理では同じ研究者が何年も受講していないというケースを把握できないため、対象者ごとに数年間の受講の有無を確認するよう受講管理方法を改めた。

第6節 モニタリングの在り方

【コンプライアンス教育における取扱いについて】

- 内部監査報告について各部局長に対して周知を図っていたが、その後研究者や事務職員に対して周知する方法が明確ではなかったため、内部監査の結果を、研究者向けの説明会や事務職員向けの研修等において広く説明するよう改善した。

No38 機関名:国立科学博物館

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- 「独立行政法人国立科学博物館旅費規程」では、「外部資金に係る予算による旅行に限り」旅費の減額調整ができる旨規定していたが、外部資金に限らず運用していることから、規程を改正し、機関として、ルールを統一した。

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- 「独立行政法人国立科学博物館における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」第2条にて、「対象となる研究者は、研究に携わる全ての者」と定められており、「独立行政法人国立科学博物館における公的研究費の不正防止計画」では、「事務担当者としての専門性の向上や人材育成の観点から職員に対し教育する」旨定められていたが、適切に受講管理されておらず、平成28年度27%(56/204)、平成29年度20%(41/202)、平成30年度36%(75/203)という状況であった。競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が対象だと明確化し、令和元年度より取り組むよう改めた。

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

- コンプライアンス教育同様に、これまでは、対象者を適切に把握しておらず、提出状況の管理も出来ていなかったが、令和元年度より競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とし、全ての研究者及び職員から徴収するよう改めた。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(ア) 告発等の取扱い

- 次の項目について、定められていなかった。「告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告すること」。「独立行政法人国立科学博物館における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を令和元年9月改正し、構成員に対して周知を行った。

No39 機関名:東京都健康長寿医療センター

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

- 「研究費の管理・監査の基本方針」にて、研究者、事務職員等の「研究費の運営・管理に関わるもの」をコンプライアンス受講対象者としていたが、e-Rad上に退職研究者を150名近く登録したまま受講管理が徹底されていなかった。前提となる研究者情報の管理から徹底し、受講管理を行った。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

- 「研究費の管理・監査の基本方針」にて、「センターの研究活動に係るすべての資金」を研究費として定義しているにも関わらず、「研究費の不正使用に係る調査に関する規程」では、一部の経費のみを対象としており、規程に矛盾があったため、改正した。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【特殊な役務に関する検収について】

- これまでは、成果物が無い機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立ち会っていなかったが、狭い敷地内で行われる作業のため、必ず検収担当者が現場を確認し、写真を撮影し、事後検証が可能となるよう検収方法を改めた。

その他

【科研費実地検査の対応について】

- 科研費使用ルールでは、取得価格10万円以上の物品を設備等として寄付物品として受け入れることとされているが、50万円以上のみ寄付することとしていた。平成30年2月7日付けで検査結果を受領していたが、今回の履行状況調査を受けた段階でも未対応であった。平成31年4月1日以降購入した物品を対象とし、適切に手続きを行うよう手続き、規程等を改めた。

No40 機関名:神奈川県立がんセンター臨床研究所

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3)関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

○「地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営及び管理に関する規程」第6条では、競争的資金等の運営及び管理に関わる全職員は、毎年度1回以上のコンプライアンス教育を受講しなければならない旨定められている。しかしながら、毎年参加を求めているのは科研費等採択研究者のみであり、受講対象者を明確に把握しておらず、未受講者への効果的な対応が出来ず、平成28年度53%(43/81)、平成29年度59%(53/90)、平成30年度62%(48/78)という状況であった。令和元年度より受講対象者を競争的資金等の運営及び管理に関わる全職員と改めて周知し、管理を徹底し、未受講者への適切な対応を、eラーニングで管理した。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(オ)配分機関への報告及び調査への協力等

○ これまでは、告発等の受付から210日以内に、最終報告書を配分機関に提出することが明確化されていなかった。「地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営及び管理に関する規程」を改正し、構成員に対して周知を行った。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【物品・役務の発注業務について】

○ これまでは、研究者による発注を認める場合、一定金額以下のものとするなど明確なルールが無かったが、「研究費等執行マニュアル」を改正し、「1件の取引価格が5万円以下の物品」と明確化し、改めて周知を行った。

No41 機関名:千葉県がんセンター研究所

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3)関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

○「千葉県がんセンター科学研究上の不正行為への基本的対応規程」第3条にて、センターの研究業務に従事する全ての研究者を対象とし、「千葉県がんセンター科学研究費補助金等不正防止計画」では、毎年研修会を開催し、未受講者の管理を行うこととされていたが、科研費等採択者のみを対象とするなど適切に受講管理されていなかった。「基本的対応規程」及び「不正防止計画」を改正し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が対象だと明確化し、令和元年度より取り組むよう改めた。

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

○ コンプライアンス教育同様に、これまでは、対象者を適切に把握しておらず、提出状況の管理も出来ていなかったが、令和元年度より競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とし、全ての研究者及び職員から徴収するよう改めた。

第6節 モニタリングの在り方

【監査手順を示したマニュアルについて】

○ これまで明確化されていなかったが、「千葉県がんセンター公的研究費内部監査規程」及び「千葉県がんセンター公的研究費内部監査手順書」を新たに制定し、監査の質を一定程度保つこと、監査対象や方法を機関構成員に周知することにより協力を得やすくなることに繋がった。

No42 機関名:気象庁気象研究所

改善事項

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3)関係者の意識向上

【コンプライアンス教育の実施について】

○「気象研究所における研究上の不正防止に関する規程」第2条及び第7条において、競争的資金等の運営及び管理に関わる全職員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない旨規程されている。しかしながら、過去3年間、職員は一切誰も教育を受けていない状況であった。その上、最高管理責任者である所長や多くのコンプライアンス推進責任者が未受講の状況であった。令和元年度より受講対象者を競争的資金等の運営及び管理に関わる全職員と改めて周知し、管理を徹底し、未受講者への適切な対応を、行うこととした。

【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】

○「気象研究所における研究上の不正防止に関する規程」第8条において、競争的資金等の運営及び管理に関わる全職員は、「誓約書」を提出しなければならない旨規程されている。しかし、規程が制定された平成29年度のみ誓約書徴収の管理を行い、その後は一切管理されていなかった。そのため、履行状況調査開始前の段階では、徴収率は3割にも満たない状況であった。令和元年度において、対象者を確認し、対象となる全ての者から提出されたことを確認した。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】

(イ)調査委員会の設置及び調査

(オ)配分機関への報告及び調査への協力等

○次の項目について、規程されていなかった。「調査の実施に際し、配分機関に報告、協議しなければならないこと」「調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を配分機関に提出すること」「事案に係る現調査に応じること」。「気象研究所における研究上の不正防止に関する規程」を令和元年8月28日改正し、構成員に対して周知を行った。

No43 機関名:沖縄県立看護大学

改善事項

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

○これまでは、1件50万円以上の物品等を購入する場合の取引において、契約を締結する時(1回)に、取引業者に対して不正行為に関与しない旨を明記した「誓約書」(ホームページ上で公表)の提出を求めていたが、主要な契約相手方が含まれないなど誓約書徴収の効果が不十分と考えられるため、より実効性のある取組にするため、令和元年6月6日付で、誓約書を徴する設定金額を1件50万円以上から1件10万円以上に変更した。

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】

○非常勤職員の雇用については、研究者から雇用申請書を受理した後、研究課題との関連性を確認の上、履歴書を徴し、任用通知書及び労働条件通知書を交付している。また、出勤簿等に疑義がある場合は、履歴書に記載された連絡先に連絡し非常勤職員(本人)に、内容の確認を行っている。令和元年6月5日から、非常勤職員の出勤簿は事務局で管理することとした。非常勤職員は、出勤時に事務局で押印し、業務終了後に勤務時間、業務内容等を記入し、研究者の確認を得た後、事務局へ提出すること。出勤の都度、事務局へ出向かせることで、不正行為防止を図ることとした。

グッドプラクティス

第6節 モニタリングの在り方

【内部監査の実施について】

○これまで、科研費の内部監査では、事務局長と副参事が監査に当たっていた。しかし、科研費を執行する際には事務局長が決裁者となっており、支出の決裁者と監査する者が同一であるという状況であったため、内部牽制が図れていない状況であった。令和元年度の科研費の内部監査からは、外部の者(県立芸術大学の事務局職員)を監査に充てることとした。

※ 県立大学では、内部監査室を別に設ける人的余裕が無い大学が多いが、隣接する公立大学と協力することにより、内部監査機能を強化している。

【監事及び会計監査人との連携について】

○設置主体が沖縄県であるため、監事及び会計監査人はおらず、沖縄県監査委員事務局による定期監査を受検している。科研費に係る学内内部監査の際、事前に沖縄県監査委員事務局に会計事務の改正等について、情報を収集した上で、内部監査を実施した。さらに、沖縄県監査委員事務局が実施する定期監査及び沖縄県会計課が実施する「かいの会計事務実地指導」を受検した。沖縄県監査委員事務局及び県会計課の指導を受けることにより、適切な会計事務を実施している。

※ 県立大学では、監事及び会計監査人が不在の大学がある中、設置主体である県と協力することにより、適切な監査機能の確保に努めている。